

平成22年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成22年9月8日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第44号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第45号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第46号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第47号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第48号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第49号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第50号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第51号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 認定第1号 平成21年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第2号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第3号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第4号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第5号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第6号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第7号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	船渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光

11番 村 瀬 明 義
13番 瀬 川 治 男
15番 上 谷 政 明
17番 遠 山 利 美

12番 若 原 敏 郎
14番 後 藤 壽 太 郎
16番 大 西 德 三 郎
18番 鵜 飼 静 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	中 島 治 徳
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	坂 井 嘉 徳
健 康 福 祉 部 長	浅 野 明	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行
代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	石 川 博 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	五 井 淳 人	議 会 書 記	吉 村 太 志

開会の宣告

○議長（遠山利美君）

ただいまから平成22年第3回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大西徳三郎君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（遠山利美君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの23日間とし、9月9日、11日から20日、23日から29日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの23日間とし、9月9日、11日から20日、23日から29日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（遠山利美君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、私の方から出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

7月2日、瑞穂市で第264回岐阜県市議会議長会会議が開催され、道下副議長と出席しましたので報告します。初めに、会議の報告があり、議案の審議に入りました。第1号議案 日米FTA（自由貿易協定）に反対を求める要望について、高山市から第2号議案 電力会社のアナログテレビ受信障害補償の終了に伴う地上デジタル放送難視対策の促進を求める要望について、可児市から第3号議案 東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める要望について、本巣市からは第4号議案 改正国籍法の厳格な制度運用を求める要望について、郡上市からはそれぞれ提案があり、原案のとおり採決されました。

続いて、市議会議長会の平成21年度会計の歳入歳出決算認定、同じく慶弔基金会計歳入歳出決算認定についての提案説明があり、原案のとおり承認されました。

次期開催につきましては、平成23年2月ごろの期日で飛騨市に決定しました。

会議終了後、開催市の堀瑞穂市長から、「マニフェスト選挙を見きわめる」と題して1時間ほどの講演があり閉会しています。

その他、この7月から8月上旬にかけては、国道・県道に関連した各種の期成同盟会等の総会が開催され、出席しています。内容については、それぞれ平成21年度の会計決算報告、平成22年度の予算につきまして、さらには道路の早期整備・要望等の決議でございました。総会等の資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管してありますので申し出てください。

以上でございます。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告いたします。

議会だより第27号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところでございます。内容につきましては、6月に開かれました第2回定例会が主なものとなっております。表紙には、席田小学校における校庭芝生化の様子を掲載しました。2ページからは、定例会で可決された意見書、議員活動日誌、議決された議案、一般質問、委員会報告の順に掲載し、最終ページには、本巣市ササユリ保護育成協会について掲載いたしました。

今回は、7月1日、8日、14日、21日の計4回委員会を開催いたしました。

今回の議会だよりにつきましては、平成22年11月1日発行予定で、今定例会の内容を主なものとして発行を予定いたしています。

以上、議会だより編集特別委員会から報告いたしました。

○議長（遠山利美君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、もとバス、ササユリバス再編に伴う運行状況につきまして、報告を申し上げます。

もとバス、ササユリバスの運行につきましては、ことし2月に改正いたしました本巣市地域公共交通総合連携計画に基づき、もとバス真正線につきましては、6月から市直営の無料バスとし、また糸貫線につきましてはササユリバス南部線と統合し、火・木・土曜日の隔日運行を行っておるところでございます。この新たな運行ルートによる6月から8月末までの3ヵ月間の利用状況につきましては、もとバス真正線が利用者2,156人、1日平均58.3人でありまして、昨年度5月からことし5月までの、真正線の1日当たりの利用者34.7人の約1.7倍という状況でございます。また、

もとバス系貫線と統合いたしましたササユリバス南部線につきましては、利用者2,250人、1日平均60.8人でございまして、前年度の1日当たりの利用者数42人の1.4倍という状況でございます。もとバスにつきましては、毎日の運行から隔日運行になりましたが、1日当たりの利用者が増加しているほか、ササユリバスにつきましても、もとバス系貫線の統合により利用者の増加が見られるなど、効率的な運行が図られたのではないかと考えております。また、もとバスのより利便性を図るため、北方町の御理解・御支援をいただき、今月から北方バスターミナルへの乗り入れができることになりました。既に運行を開始しておりまして、既存バス路線等への乗りかえが可能となっております。今後、ますます進む高齢化社会の中で、公共交通の必要性を念頭に市民の皆様の御意見もお聞きしながら、ルートやダイヤ編成などの検証を行い、より多くの市民の皆様に利用していただける市営バスを目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、樽見鉄道につきまして御報告を申し上げます。

樽見鉄道につきましては、沿線5市町で構成いたします樽見鉄道連絡協議会におきまして、平成20年度から平成22年度までの3ヵ年について、経営改善を条件に沿線市町による経営支援が決定されており、市では今年度1億1,247万2,000円の予算を計上し、経営支援を行っているところでございます。しかしながら、少子化による通学利用者の減少など、樽見鉄道を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっております。今年度は、来年度以降の樽見鉄道に対する経営支援の見直しを行う重要な年となっております。樽見鉄道連絡協議会におきましては、現在、これまでの経営改善の状況や今後の経営見通しなどを勘案しながら、経営支援のあり方について協議を進めているところでございます。

また、沿線住民代表も構成員となっております樽見鉄道マイレール促進協議会が8月20日に開催され、収益改善に向けたさまざまな企画や事業等に取り組むことになっております。その収益改善策の一つといたしまして、樽見鉄道におきまして、一人でも多くの皆様に乘っていただくため、「乗っ樽キャンペーン」の第1弾ということで、樽見鉄道乗車券100円の金券11枚つづりのものに抽せん券がつく抽せんつきお楽しみ切符の発売を開催しているところでございます。市の今後の支援につきましては、利用状況も見ながら沿線5市町で十分協議を行い、5市町協調した対応で進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、西濃環境整備組合議会第2回定例会が8月31日に開催されましたので御報告を申し上げます。

提出されました案件は、決算認定、議長選挙等の4件でございます。平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額17億6,751万1,865円。歳出総額16億2,479万2,538円で、歳出の主なものは、焼却炉の点検・整備費及びごみ焼却設備に係る地方債の償還に伴う公債費でございまして、歳入歳出差引残額は1億4,271万9,327円で、このうち基金繰入金額は7,200万円でございます。監査報告も行われまして、認定されましたので、御報告を申し上げます。また、区外議長、副議長選挙及び副管理者の選任が行われまして、区外議長に大垣市議会議長の岩井哲二氏が、副議長に大垣市議会副議長の吉川勝氏が選出され、また副管理者に瑞穂市の堀孝正市長が選任され

ましたので、御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第43号から日程第7 議案第46号まで（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第4、議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例についてから日程第7、議案第46号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例についてでございます。

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令第3条に規定する適用期限が、平成21年12月31日をもって期限切れとなったことに伴い、廃止するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第44号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第10条第1項で規定された本巢市特定用途制限地域建築審議会委員の報酬の額を定めるため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第45号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございます。

農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の廃止及び奨励措置の見直しに伴い、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第46号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巢地区特定環境保全公共下水道事業の施行区域である文殊団地、宝珠ハイツ、徳山団地における11人以上の事業所等の分担金額を新たに設定するため、改正するものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（遠山利美君）

議案第43号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令第3条の適用期限が、先ほどもございましたように平成21年12月31日をもって期限切れとなったことに伴いまして廃止するものでございまして、またこの省令の定める地区につきましては、面積が2ヘクタール以上、また財政力指数が0.4に満たない市町村の区域内という定めがございます。合併以来、当市につきましては財政力指数0.7台でございまして、該当はしておりません。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

議案第44号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、議案第44号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回、新たに本巢市特定用途制限地域建築審議会委員の日額報酬を他の各種委員と同額の6,000円と定めるものでございます。

この本巢市特定用途制限地域建築審議会委員につきましては、条例の規定に関し、地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、または公益上のやむを得ないと認めて、条例に定める制限の適用を除外する許可の同意につきまして審議をお願いするものでございます。委員さんには、大学教授、県建築事務所長、建築関係団体代表、連合自治会代表、市商工会代表等々で7名以内で構成されまして、9月補正予算では1回分の委員報酬をお願いしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

議案第45号につきましては、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、産業建設部長から補足説明を求めます。

議案第46号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

上下水道部長（杉山尊司君）

それでは、議案第46号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

詳細につきまして、条例改正の概要6ページの公共下水道分担金徴収条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

今回、宝珠ハイツを接続するに当たりまして、施工区域中であります文殊団地、宝珠ハイツ、徳山団地の方の事業所等の浄化槽人員11人以上の分担金を今回明確にするものでございます。事業所等の浄化槽人員11人以上50人未満を22万8,000円、浄化槽人員50人以上については、浄化槽人員11人以上50人未満の金額に、浄化槽人員が10人ふえるごとに2万3,000円を加算した額とするものでございます。算定につきましては、現在、施工中であります文殊、曾井中島、法林寺につきましては、10人以下の事業所で35万円でございます。文殊団地、宝珠ハイツ、徳山団地の10人以下の事業所につきましては16万円でございますので、11人以上の事業所の金額につきましては、この35万円と16万円の比率により金額を算定したものでございます。その結果、11人以上50人未満については22万8,000円、50人以上につきましては2万3,000円を加算した額とするものでございます。

この条例の改正につきまして、本巢市下水道事業推進審議会に諮問をいたしまして、答申をいただき、この条例改正案を提出したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第8 議案第47号から日程第12 議案第51号まで（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第8、議案第47号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第12、議案第51号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第47号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億4,006万7,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、臨時財政対策債の発行額の決定等に伴う市債5億37万5,000円の増額、前年度繰越金4億404万7,000円の増額、普通交付税額の決定に伴う地方交付税1億8,883万1,000円の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、財政調整基金への積立金9億7,000万円の増額、林業災害及び土木施設に係る災害復旧費6,413万3,000円の増額、及び地域子育て創生事業668万1,000円の増額のほか、西部連絡道路整備に係る事業費6,574万円の減額が主な内容でございます。

詳細につきましては、後ほどまた副市長の方から御説明を申し上げます。

次に、議案第48号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ53万9,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、国保税率改正の経過措置による国民健康保険税の減額、繰越金及び基金繰

入金の増額、歳出につきましては、職員給与費の増額が主なものでございます。

また、施設勘定におきましては、歳入歳出それぞれ68万2,000円を増額するものでございます。歳入につきましては繰越金の増額、歳出では職員給与費の増額が主なものでございます。

次に、議案第49号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万4,000円を増額するものでございます。

歳入におきましては繰越金の増額、歳出では償還金及び予備費の増額でございます。

議案第48号及び議案第49号の詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第50号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,821万1,000円を増額するものでございます。

歳入におきましては、前年度繰越金、諸収入、簡易水道債の増額、歳出では、新設改良費の増額が主なものでございます。

次に、議案第51号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,689万円を減額するものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金及び下水道債の減額、歳出では、本巢地区下水道事業費の減額が主なものでございます。

以上、議案第50号及び議案第51号の詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（遠山利美君）

それでは、議案第47号から議案第51号につきましては、本日の本会議散会后、全員協議会におきまして、副市長及び各担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第47号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第48号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第49号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第50号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第51号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第13 認定第1号から日程第20 認定第8号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（遠山利美君）

日程第13、認定第1号 平成21年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第20、認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、平成21年度の本巢市の各会計決算の認定につきまして、御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成21年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は153億6,087万6,838円、歳出総額は143億6,089万1,821円、歳入歳出差引残額9億9,998万5,017円でございます。

次に、認定第2号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の決算額の歳入総額は38億7,108万1,095円、歳出総額は35億6,536万417円、歳入歳出差引残額3億572万678円でございます。

また、施設勘定の決算額の歳入総額は2億9,239万8,245円、歳出総額は2億7,613万8,042円、歳入歳出差引残額1,626万203円でございます。

次に、認定第3号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は2億8,102万300円、歳出総額は2億7,878万789円、歳入歳出差引残額223万9,511円でございます。

次に、認定第4号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は2,726万6,495円、歳出総額は2,474万4,204円、歳入歳出差引残額252万2,291円でございます。

次に、認定第5号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は11億5,962万7,941円、歳出総額は11億1,615万9,251円、歳入歳出差引残額4,346万8,690円でございます。

次に、認定第6号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は7億8,500万6,722円、歳出総額は7億3,173万1,045円、歳入歳出差引残額5,327万5,677円でございます。

次に、認定第7号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は7億8,499万3,123円、歳出総額は7億6,005万4,051円、歳入歳出差引残額2,493万9,072円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の七つの認定案件につきましては、去る7月6日から7月29日まで、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計管理者及び各担当部長から御説明を申し上げます。

次に、認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入及び支出の決算額は、収入3億2,210万127円、支出2億8,906万752円でございます。

また、資本的収入及び支出の決算額は、収入2億5,946万7,009円、支出3億5,473万6,053円でございます。

この案件につきましては、6月29日に監査委員によります決算審査を実施いただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、それぞれ御提案を申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして、御議決または御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山利美君）

認定第1号から認定第8号につきましては、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

平成21年度本巢市各会計歳入歳出決算及び平成21年度基金の運用状況審査意見。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成21年度本巢市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成21年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成21年度本巢市一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況。附属書類、平成21年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2. 審査期間。平成22年7月6日から平成22年7月29日。

3. 審査の手続。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめるため、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施しました。

また、審査に付された平成21年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合、その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

4. 実地の審査、3カ所。真正スポーツセンター、外山簡易水道木倉配水地、木知原簡易水道浄水場及び配水地。

第2. 審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連に関する事務は適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況は妥当であると認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、審査意見書に記述したとおりであります。決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入153億6,087万7,000円、歳出143億6,089万2,000円で、前年度の比し、歳入は8億9,037万7,000円、歳出は6億4,740万4,000円増加しており、形式収支は9億9,998万5,000円、実質収支は9億89万8,000円、単年度収支は2億1,570万9,000円の黒字となっているが、市税は4億9,796万1,000円減少している。一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入225億6,227万円、歳出211億1,385万8,000円で、形式収支は14億4,841万2,000円、実質収支は13億4,932万5,000円、単年度収支は3億5,337万円の黒字となっている。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率は当年度は85.2%で、前年度に比し0.7%減少してはいるものの依然として高く、財政が硬直化していることを示している。財政力指数は0.769で、前年度よりわずかに低下し、公債費比率は0.2ポイント上昇して6.2%となっている。ち

なみに歳入の構成を見ると、自主財源の割合が49.4%と前年度より5.6ポイント低下している。

また、市税のほか国民健康保険税、学校給食費及び使用料等の滞納による収入未済額や不納欠損額がある。これは、行政執行の計画性に支障を生ずることのみならず、市民の公平感を阻害し、行政そのものに対する不信につながるおそれがあることから、引き続き全庁的な取り組みを行い、より一層の収納努力を望むところである。

一方、歳出の構成を見ると、前年度に比し、経常的経費の割合が3.9ポイント上昇し、35.0%、投資的経費割合は2.0ポイント上昇し、15.2%となっている。投資的経費割合が低いことは、一概に諸事業の推進が図られていないことを示すわけではないが、経常的経費の節減に努める必要がある。

市債の当年度発行額は11億6,439万6,000円で、前年度に比し1億5,918万1,000円増加しており、市債の発行に当たっては、将来にわたる財政の健全化の確保に十分な配慮を望むところである。

また、歳入状況及び財政運営上妥当な実質収支額等を勘案する中で、事業の必要性や実効性を十分に検討し、工事等の入札差金や経費の削減による不用額が生じた場合には、速やかに補正を行うか、次の執行に充てる財源とするなど、不用額の有効活用等についても検討されたい。

以上に加え、今後の地域主権改革の推進により、権限移譲が進む中、地方税財源の充実確保やひもつき補助金の一括交付金化など、地方財政の見通しは極めて不透明な状況にある。

あわせて、地域活性化・経済危機対策臨時交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金などの対策が講じられているが、これらの対策が臨時的なものであることや、今後の景気の動向が不透明であることなど、市の財政を取り巻く環境が好転するとは考えにくいことから、引き続き経費の削減に努めていく必要がある。

最後に、事務執行に当たっては、さらに時代の変化を正しくとらえ、全職員が自覚と認識を持って適切な執行に努められるとともに、今後も費用対効果を検証する中でさらに経費の削減を図り、より効率的・効果的な執行を進め、健全な財政運営が図られるように努力されたい。また常日ごろから市民のニーズを的確に把握し、最少の経費で最大限の効果が上がる市民サービスを望むものである。

平成22年9月8日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

引き続きまして、平成21年度本巢市水道事業会計決算意見。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成21年度本巢市水道事業会計の決算について審査しましたので、その結果について、次のとおり意見を提出いたします。

第1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成21年度本巢市水道事業会計決算。
2. 審査の期日。平成22年6月29日。
3. 審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を

実施したほか、必要と認めたその他の手続を実施しました。なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、合理的かつ効率的に運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析を行いました。

第2. 審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係書類は、法令に準拠して作成されており、当年度事業の年度末現在の営業成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。その審査結果を次のとおり述べます。

1. 事業の概要。

当年度の事業実績として、前年度に比べ給水区域内人口がマイナス8人と、合併以降初めて減少に転じ、給水人口は23人、給水戸数は55戸とそれぞれ微増となっている。また、年間配水量は10万3,015立方メートル、3.6%。年間有収水量は1万1,739立方メートル、0.5%とそれぞれ増加しているが、年間有収水率は3.0%と減少している。このほか当年度における建設改良拡張工事の状況は、本巢市上水道浄水場及び配水池の場内整備、真正第一浄水場の計装盤改良・薬注制御改良工事、真正第二浄水場の配水ポンプインバーター取りかえを施工しているほか、配水管拡張工事として4,106.7メートルを施工し、これらの工事費の総額は2億5,952万3,000円となっている。

2. 予算の規模。

当年度の予算は、総収益は3億902万8,000円、総費用は2億8,356万3,000円であり、前年度に比べ総収益は0.5%増加にとどまり、総費用を0.8%増加に抑えたが、純利益は3.2%減少している。これは、受託工事収益の増加により営業収益が増加したものの、営業外収益及び他会計補助金が減少したことによるものである。

3. 予算執行状況。

当年度の予算の執行状況について、収益的、投資的別に述べます。

(1)収益的収入及び支出。

収益的収入合計は3億2,210万円で、予算額に対し1,090万8,000円の減、収入率は96.7%となっている。これは、営業外収益の消費税還付金の皆減によるものである。収益支出合計は2億8,906万1,000円で、執行率は86.8%、4,394万7,000円の不用額を生じている。不用額の主なものは、配水及び給水費、総係費、減価償却費によるものである。

(2)資本的収入及び支出。

資本的収入合計は2億5,946万7,000円で、予算額に対し3,594万3,000円の減、収入率は87.8%となっている。これは、主に当初見込んでいた建設改良費に不用額が生じたことにより、企業債の発行が減少したものである。資本的支出合計は3億5,473万6,000円で、執行率90.4%、不用額は3,771万4,000円となっている。不用額の主なものは、建設改良費3,493万5,000円、予備費277万8,000円である。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,526万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額845万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金8,681万円によって補てんされている。

(3)その他の予算事項。

地方公営企業法施行令第17条に規定する予算に係る事業の執行状況は、一時借入金及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費はなく、建設改良事業により企業債を1億7,300万円発行し、当年度末の未償還残高は24億9,970万6,000円で、前年度に比べ3.4%増加している。

4. 財政状態。

当年度の財政状態を見ると、総額2億5,952万3,000円の建設改良工事が行われ、有形固定資産が前年度に比べ1億4,193万9,000円、2.9%増加している。この資金が企業債の発行により賄われ、財政状態に大きな変動はないが、固定負債比率は43.4%と前年度に比べ0.4%減少している。このほか、当年度の給水原価は1立方メートル当たり110.2円で、前年度112.6円に比べ2.4円減少し、給水単価は101.3円で前年度と同じであることにより、給水利益の差損は前年度に比べ2.4円減少し、8.9円の赤字に縮減されている。

なお、企業の体力を見る際に参考となる当年度の財務比率は、各指標ともおおむね健全な数値を示しており、詳細につきましてはお手元の審査意見書に記述したとおりであります。

結び。

以上のとおり審査結果を述べましたが、今後の見通しとしては、給水区域内人口が減少し、給水人口の増加は見込まれない中、生活様式の変化及び節水意識の向上にあわせ、防火意識の向上による無収水量の増加などにより給水収益の増加は期待できず、事業経営は厳しい状況が予想される。また、本県地域南部の上水道事業の切りかえを速やかに行うとともに、配水管維持管理、老朽配水管、その他諸施設設備の更新等の建設改良を必要とすることから、経営面においては引き続き経費の節減と効率的な運用に努めるとともに、長期的展望に立った資金計画の精査を行うことが重要である。

あわせて水道料金の未収金については、減少傾向にあるものの、依然として滞納が見受けられることにより、回収に当たっては毅然たる態度で臨み、収納方法、体制の見直しなど改善を図り、職員一丸となって努められたい。

最後に、厳しい財政状態を踏まえ、自助努力により独立採算制の原則に立脚した事業運営を推進することが望まれる。

平成22年9月8日、本県市代表監査委員 三田村晃司。

以上です。

○議長（遠山利美君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑につきましては、後ほど開催する全員協議会において、補足説明の後、質疑を行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで決算審査意見に対する質疑を終わります。

代表監査委員さんは、自席へお戻りください。

認定第1号から認定第8号につきましては、本日、本会議散会后、全員協議会におきまして会計管理者及び担当部長から補足説明を求め、その後、質疑を行います。

日程第21 議員派遣について

○議長（遠山利美君）

日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巢市議会会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

9月10日金曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。大変御苦労さまでございました。

午前10時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

